第1章 給水装置の概念

1.1 定 義

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(水道法第3条第9項)

(1) 給水管

給水装置は、水道事業についての特有の概念である。給水装置は、給水管とこれに直結する給水 用具とに区分される。このうち「給水管」とは、水道事業者の配水管から個別の需要者に水を供給 するために分岐して設けられた管、又は他の給水管から分岐して設けられた管をいう。

(2) 直結する給水用具

「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、器具単独で製造・販売されており、消費者が取り付けを行うもので、ホース等容易に取外し可能な状態で接続される用具は含まれない。ビル等で一旦水道水を受水槽に受けて給水する場合には配水管から受水槽への注水口までが給水装置であり、受水槽以下はこれに当たらない。

1.2 給水装置工事の種類

- (1) 新設工事
 - 一般工事・準備工事・仮給水工事・栓種変更工事等新規に給水装置を設ける工事をいう。
- (2) 改造工事
 - ア) 既設給水装置の一部又は全部を変更する工事、及び給水栓を増加する工事をいう。
 - イ) 既設給水装置の口径変更をする工事をいう。(増径・減径)
 - ウ) 既設給水装置を給水分岐位置より撤去(閉止)し、他の場所へ移設する工事をいう。(位置変更)
- (3) 修繕工事

水道法施行規則第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として給水装置の 原形を変えることなく給水管・給水栓等の部分的な破損個所を修理する工事をいう。

(4) 撤去工事

既設給水装置の一部又は全部を撤去する工事をいう。

1.3 給水方式

給水方式には、直結方式、受水槽方式及び直圧・受水槽併用方式がある。

- (1) 直結方式には配水管の水圧で給水する方式(直結直圧方式)と、給水管の途中に増圧ポンプを 設置し、給水する方式(直結増圧方式)がある。また、これらを併用する方式(直圧・加圧併 用方式)もある。
 - ア)直結直圧方式は、原則として建物の2階までとするが、高さが配水管取り付け箇所の道路面から7m未満の場合は3階まで可能。その他、「豊橋市上下水道局3階直結直圧給水に関する特例基準」に基づいて給水可能なものは、道路面から8.5m以下とすることができる。

- イ)直結増圧方式は、給水装置の水道メーター下流側に増圧給水設備を設置し、本管水圧を利用 しながら増圧して直結給水する方式である。しかし、本市では直結増圧方式は承認していない。
- (2) 受水槽方式は、給水装置から一旦水槽その他(以下「受水槽」という)に貯めてから給水する 方式である。受水槽方式には、①配水管の減・断水時の影響が小さい、②吐水口空間による逆 流防止、③貯水機能によるピークカット(水使用の変動を抑える)等の機能がある。
- (3) 直圧・受水槽併用方式は、一給水装置に、直結方式と受水槽方式を兼ね備えたものである。